

# 学生割引のご案内



定期利用制自転車駐車場使用料には学生割引制度があります。以下の対象に該当される方は利用開始前までに申請してください。学生割引後の使用料でご納付いただけます。

## (1) 対象

文京区内在住で中・高校、大学、専修学校、各種学校の通学に自転車駐車場を利用している方。

- 文京区立の中学校は、自転車通学を禁止しているため学生割引対象外です。
- 一部の予備校やカルチャースクールなど対象にならない場合があります。

## (2) 減免後使用料年額

16,800円（一般使用料の3割減額） 月額払い（1ヶ月1,400円）も可能です。

## (3) 申請方法

下記の必要書類をご持参のうえ、**ご本人※**が春日自転車駐車場（文京区春日1-16 電話5802-2900 午前7時～午後9時 土日休日も営業）の窓口にてお手続きください。

- 郵送・ファックス等ではご申請いただけません。

※代理人による手続きをご希望の方は、「定期利用制自転車駐車場減額申請書」をご記入のうえ、(4)の必要書類と代理人の方の身分証明書を併せてお持ちください。なお、学生割引適用の条件として、区HPIに掲載している交通安全リーフレットの内容を遵守していただくことが必要となります。学生ご本人が必ずお読みになり、申請書に署名のうえご提出ください。

- ・交通安全リーフレットURL

(<https://www.city.bunkyo.lg.jp/var/rev0/0293/4805/2023320155915.pdf>)

## (4) 必要書類（①～③全て）

- ①学生証あるいはその学校の学生になることが証明できる書類（入学許可通知書・授業料の領収書等）
- ②定期利用制自転車駐車場減額申請書（同封の書類です）
  - 学校が通学時の自転車使用を禁止していないことをあらかじめご確認ください。また、申請者が18歳未満の場合は、保護者の同意と申請書への署名が必要です。（裏面に記入例あり）
- ③住所が確認できる書類（健康保険者証、運転免許証など）

## (5) 手続き期限→使用する月の前月月末まで

- ・4月中に必要書類をご持参いただいた場合に限り、4月分から学割適用といたしますが、5月以降の申請は、翌月からの適用になります。
- ・4月以降にお手続きいただく場合、あるいは、納付期限（使用月の前月10日）より後の場合は、使用開始後のお手続きとなるため、学割適用前の金額でお支払いいただいた後に還付のお手続きが必要と予めご了承ください。



【問い合わせ先】 文京区土木部管理課交通安全係 電話 03(5803)1244